

【事務事業調書】

事務事業名	浄化槽設置整備事業費			予算科目	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業
				コード	001-04-01-03-0005-01-01-0
担当部課	建設産業部 上下水道課	担当 係長	業務管理担当 加藤輝夫	事業の分類	既存事業

■事務事業の概要

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か?	どのような成果が現れます(現れました)か?
計画	H22 事後評価 年間58基分の補助金を交付しました。 また、町広報誌や町ホームページに記事を掲載し、補助制度の周知・説明を行いました。	平成22年度末現在で、補助事業による設置基数が1,246基になりました。 今後も、『公共下水道事業や農業集落排水事業が及ばない地域』において浄化槽が設置されることにより、生活排水による河川などの水質汚濁が防止され、住民の生活環境(衛生環境)の向上が図られます。 また、浄化槽設置者に対して補助金を交付することで、設置者の費用負担が軽減されます。
	H24 事前評価 国の循環型社会形成推進交付金事業(H23~H27の5年計画)に基づいて、年間70基×5年間(計350基分)の補助金を交付します。 補助金額は、5人槽(332,000円)、7人槽(414,000円)、10人槽(548,000円)で、財源の内訳は、国庫支出金、県支出金及び町一般財源です。 町広報誌、町ホームページへの掲載や独自のパンフレット(A4サイズ)によって、制度の周知・説明を行っていきます。	
実績		

■活動指標

指標	目標値	達成値	特記事項
浄化槽設置数(補助金交付有り)	70基		平成22年度から補助開始。平成22年度末での設置(補助金交付)基数:1,246基 循環型社会形成推進交付金事業計画に基づいて補助金を交付 平成18年度実績:100基、平成19年度実績:68基、平成20年度実績:65基、平成21年度実績:59基、平成22年度実績:58基

■事業費(計画)

【単位:千円】

細節	金額	積算根拠
1 補助金	27,600	5人槽:(@332,000円×25基)、7人槽:(@414,000円×40基)、10人槽:(@548,000円×5基)
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	27,600	

■事業費(実績)

【単位:円】

細節	金額	特記事項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	0	

■事業経費

		計画 【千円】	実績 【円】	特記事項
予算	当初予算額	27,600		5人槽:(@332,000円×25基)、7人槽:(@414,000円×40基)、10人槽:(@548,000円×5基)
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決算	決算額			
財源	国庫支出金	9,200		27,600,000円×1/3
	県支出金	8,280		27,600,000円×1/3×0.9(財政力指数に応じた補助率) ※「0.9」は、県補助金交付要綱の別表5に規定されている値
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	17,480		
	差引(一般財源)	10,120		

■補助金等名:浄化槽設置整備費補助

■補助事業者等:『公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域』を除いた地域に浄化槽を設置する者

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというあてはまる:3点
- (4)どちらかというあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	5	『公共下水道や農業集落排水施設が及ばない地域』に住むすべての方を対象とすることから、公益性は担保しています。 また、公共下水道事業、農業集落排水事業とセットで考えてみると、全町民の生活環境(衛生環境)の向上に寄与しているものと考えます。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	5	地域経営計画における分野別の基本方針として《生活排水処理の充実》を掲げており、それを達成するうえでも浄化槽の普及は不可欠なものと考えます。 「自然環境の保全」や「生活環境(衛生環境)の向上」を図るうえで、浄化槽の普及は重要であり、また、浄化槽設置者に対して補助金を交付することで、設置者の費用負担の軽減も図られます。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。		
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	5	民間やNPOによるサービス活動とは性格の異なる事業であり、それらの団体の活動を阻害するものではありません。 公益性の欄でも触れていますが、『公共下水道事業や農業集落排水事業が及ばない地域』に住むすべての方を対象とすることから、公平性は担保しているものと考えます。
		■町民のサービス受益機会が均等である。		
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	5	浄化槽の設置によって、生活排水による河川、湖沼、海などの水質汚濁が防止されることは、地域経営計画における分野別の基本方針の一つである《自然環境の保全と創造》にもつながるものであり、「町民の生活環境(衛生環境)の向上」という本来の効果と合わせての二重の事業効果が期待できます。 実績報告書、収支決算書等に記載されている実費用から判断しても、予算額(補助金額)は適正であると考えます。
		■予算の見積りが適正である。		
5	適格性	■実施体制が明確である。	5	個人(浄化槽設置者)の浄化槽設置費に対する補助であることから、浄化槽設置に係る実費用については実績報告書、収支決算書等によって把握しています。また、施工状況についても、着工前に提出される事業計画書の審査や現地調査及び工事完了後の検査により把握しており、実施体制(被補助者)は明確であると考えます。 なお、団体運営費等の補助ではないため、自主・自立という観点での評価はできません。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。		
合計点数		45		
総合評価		継続		